

大崎市男女共同参画市民企画事業募集要項

1 趣旨・目的

市では、多様な才能をもった市民、市内の豊かな地域資源や地域の力を「宝」として位置づけ、「宝の都（くに）・大崎」の実現に取り組んでいます。

宝をつなぐプロジェクトは、男女共同参画の視点でそれらの「宝」をつなぎ、第4次大崎市男女共同参画推進基本計画の基本理念である「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現をめざすものです。

そのひとつの事業として、「宝」である市民から男女共同参画事業の提案を募集します。

市民が事業の企画に携わることで、より多くの市民の身近なものとして男女共同参画についての関心と理解を深め推進していくことを目的とします。

2 募集事業

（1）テーマ

- ア ジェンダー平等の実現
- イ DVやさまざまな人権侵害の未然防止
- ウ 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の概念の普及
- エ ワーク・ライフ・バランスの推進
- オ みんなで行う子育て・介護・地域活動・家庭生活

（2）内容

- ア 市民に広く参加を呼びかける内容であること
- イ 営利を目的とした企画でないこと
- ウ 市内で実施するものであること

(3) 採択数

1～2事業

(4) 募集期間

令和7年2月3日（月）から2月28日（金）まで

3 応募資格

市民または市内に通勤・通学している人であること

4 事業の選考基準

事業の採否にあたっては、以下の項目を重視し、選考します。

(1) 事業内容が、地域のニーズにあった啓発効果の高いものであること

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組みとして、独創性のある企画内容であること

(3) 幅広く市民が参加でき、成果の還元が期待できるものであること

5 応募及び選考方法、事業実施等

(1) 事業提案書及び事業概要書（別紙 様式）を、募集期間内に大崎市男女共同参画推進室へ提出してください。応募書類は、返却できません。

(2) 大崎市は、募集期間終了後、選考会議において提案事業の採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

(3) 採択された事業は、内容の一部を修正することがあります。

(4) 事業の選考は、大崎市男女共同参画庁内推進委員会等で実施します。

6 関係書類の提出先

(1) 持参の場合

まちづくり推進課 男女共同参画推進室に提出

(2) 郵送の場合

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号

大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室 宛

※2月28日(金) 必着

(3) ファックスの場合

ファクス番号 0229-23-2427に送信

(4) Eメールの場合

まちづくり推進課 (machi@city.osaki.miyagi.jp) に送信

(5) 市ウェブサイト申込みフォームの場合

右記 二次元コードを読み取り, 記入の上送信



7 その他

応募書類から得た応募者の個人情報, 選考及び本人への連絡等の事務作業にのみ使用し, 目的以外に使用することはありません。

8 問合せ先

大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室

電話番号 0229-23-2103

Eメールアドレス machi@city.osaki.miyagi.jp